

論説（招待論文）

産業競争力強化法に基づく「新大学発ベンチャー」設立の課題と対応

東北大学金属材料研究所特任教授/山形大学大学院客員教授/
アルプス電気株式会社 取締役 法務・知的財産担当 梅原 潤一

1. はじめに

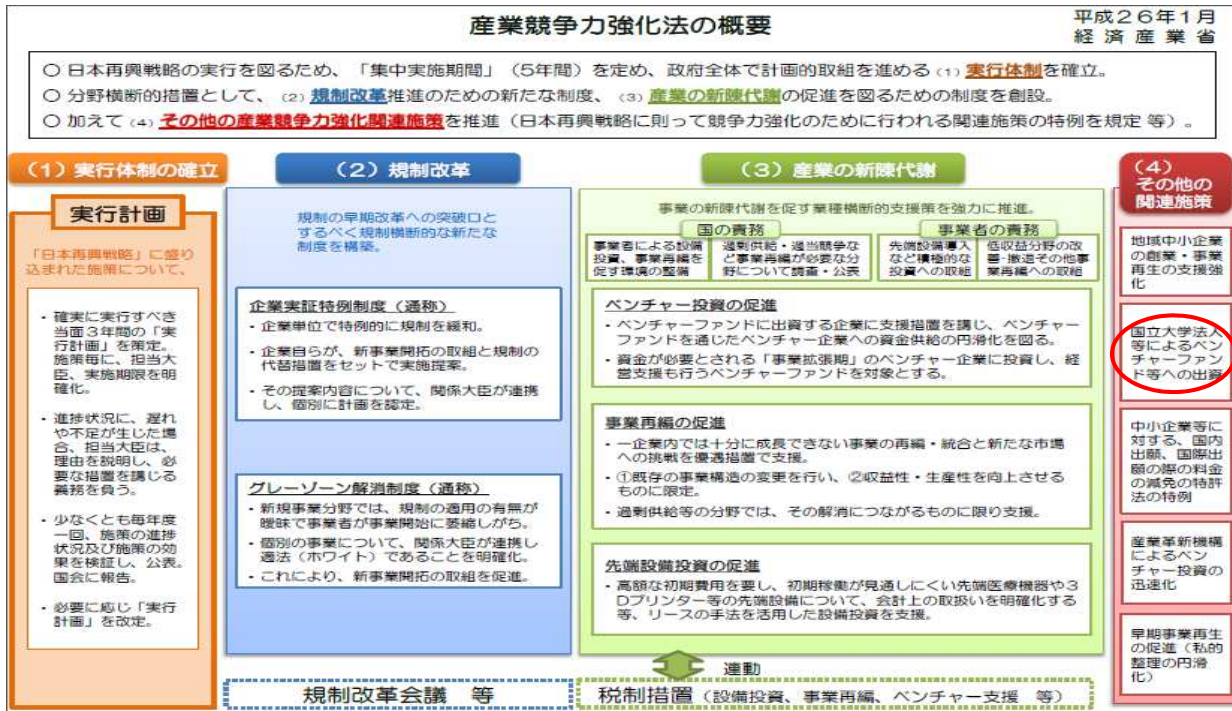
我が国は、長い不況から脱するべく安倍内閣の下、積極的な成長戦略に向けた施策を次々と公表してきた。いわゆる「アベノミクス」と言われるものである。その第三の矢として閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、日本経済の再生と産業競争力強化を図るために平成25年12月4日「産業競争力強化法」が成立した。

同法には「...我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるため...産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するため...の措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とある。

その中で今回特に特徴的な点は、規制改革推進のための新たな制度、産業の新陳代謝の促進を図るための制度の創設に加え、産業競争力強化関連施策の推進として国立大学法人等によるベンチャーキャピタル（VC）等への出資を定めたことである(図1参照)。

そこで、本稿では、国立大学法人等によるVC等への出資を定めた目的、さらに大学発ベンチャーに対するVC、特に国立大学法人等が出資・設立するVC(国立大学VC)によるハンズオン型投資(経営参画型投資)の実施にあたっての実務的課題、また、国立大学発ベンチャー設立にあたっての法的課題、特に独占禁止法について、さらには、今後の我が国の国際産業競争力強化の視点から「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」、いわゆる、大学等技術移転促進法（TLO法）に基づき設立された既存のTLO(Technology Licensing Organization: 技術移転機関)等関連機関に及ぼす影響などについて論じたい。

＜図1＞



（出典：経済産業省 HP）

2. 産業競争力強化法による新たな動き

2.1 国立大学VCへの出資の背景と目的

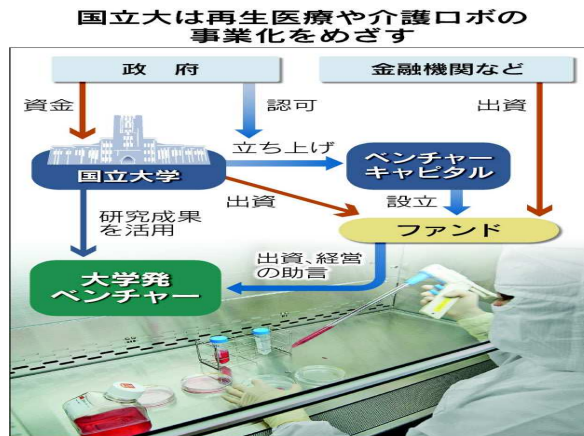
今回、国立大学VCに対する投資を認めることとした背景としては、大学発ベンチャー不振の現状を打破するため抜本的な改革が必要であるという認識からである(注1)。実は、国立大学法人は、「当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進…」(国立大学法人法第22条第5項)すること、及び「当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること」(同条第6項)がその業務として既に定められている。

一方、これを受けて大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに大学等における研究活動の活性化を図るため、前記TLO法を制定し、TLOを設立してきたわけであり、さらには、同法に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣により特定大学技術移転事業(TLO事業)の実施計画の承認を受けたTLOは「承認TLO」として、現時点において既に国立大学からの投資も受けることができるようになっているのである。

ところが、新聞報道によると、「文部科学省と経済産業省は(平成26年9月)1日、大阪大学、京都大学が申請中のベンチャーキャピタル(VC)の設立計画を認定する。国立大学のVC設立は産業競争力強化法の施行で4月から可能になり、認定されるのは両大学が

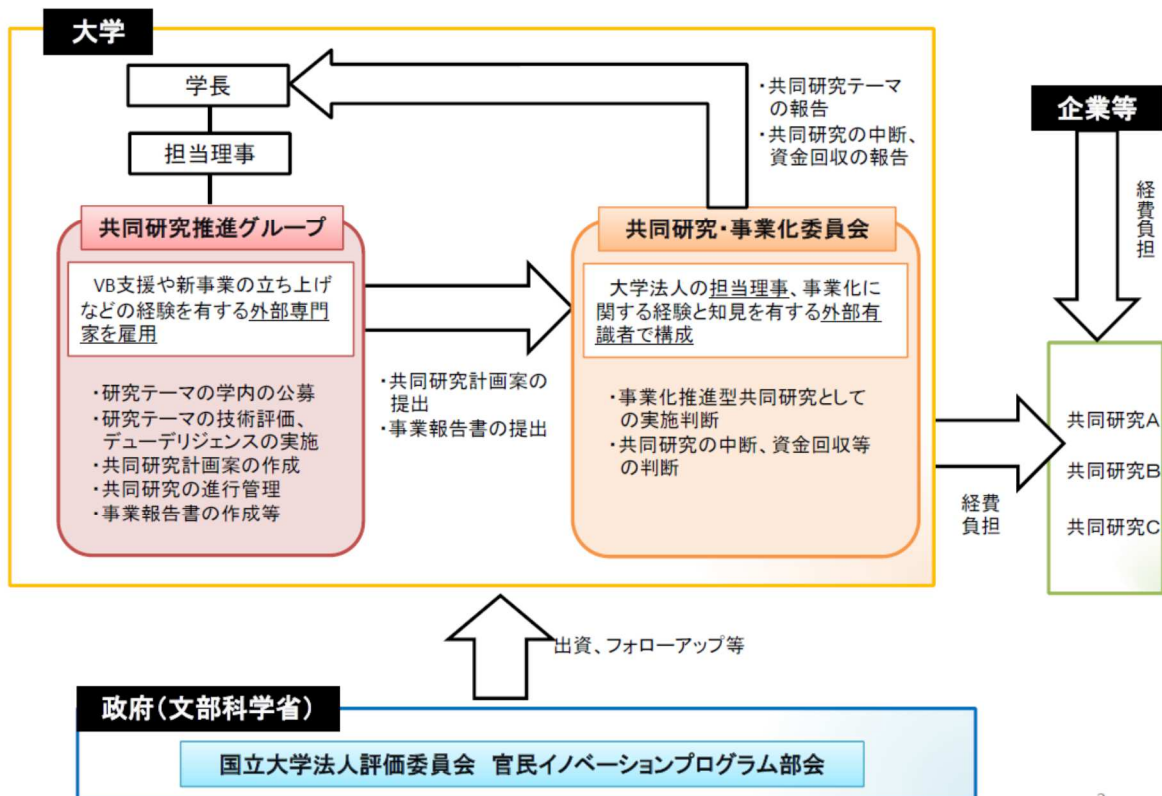
初めて。阪大、京大は国の認定を受け9月中にもVCを設立する方針だ。国の資金を使って大学の研究成果を事業化する政府の成長戦略が動き出す...」（日本経済新聞 平成26年9月1日 図2参照）と、既に存在する承認TLOとは別に新たに大学が直接VCを設立したのである(図3、4参照)。

《図2》

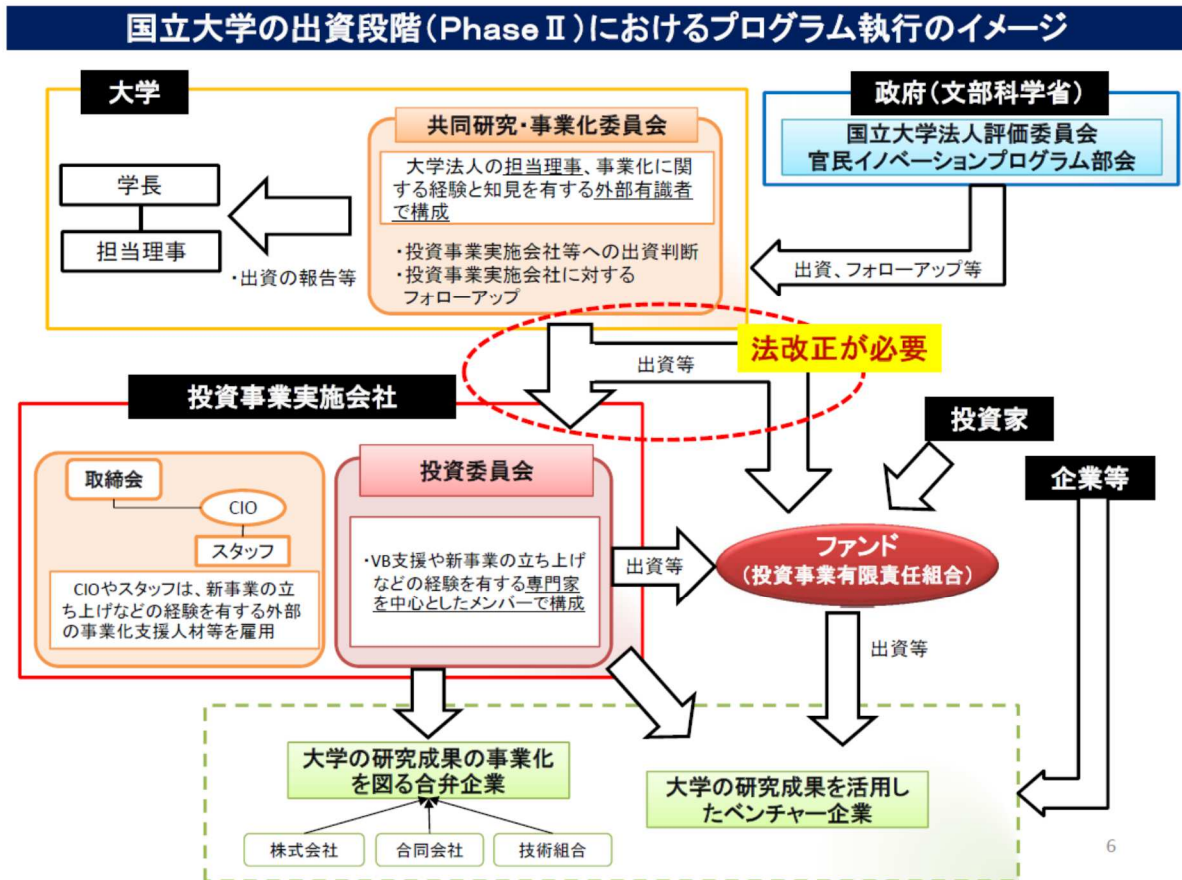


《図3》

産学による共同研究体制(Phase I)におけるプログラム執行のイメージ



〈図4〉



出典: 「官民イノベーションプログラム(国立大学に対する出資事業)について」より
 平成25年6月文部科学省高等教育局

今後、同様に国より投資資金を得た東京大学、東北大学(注2)も追随する予定である。いづれにしても、今回の法施行のねらいは、これまで承認TLOのみにしか出資できなかった国立大学法人が今後は承認TLO以外のVCにも投資できるようにしたことであり、これが最大のポイントである。しかし、なぜ国立大学法人が自らVCを設立してまで承認TLO以外のVCへ投資できるようにする必要があったのか、既存の承認TLOでは何が不足しているのだろうか。その点は後述する。

2.2 大学発ベンチャー設立の動向と方向性

大学発ベンチャーという言葉が使われ始めたのは平成10年前後で、当時は、アメリカのスタンフォード大学や中国の清華大学などの例が知られていたのではないと思われる。日本では、国立大学の独立法人化と相まって、平成13年度に大学発ベンチャー創出を促進するために策定された「大学発ベンチャー1000社計画」において用語としても一般化したとみられる。そのような国の支援もあって、爾来、多くの大学発ベンチャーが設立され、ピ

一ク時には 1000 社にも達し、累積では何と 2000 社を超える数が存在しているとも言われている(注 3)。

しかしながら、その後設立数は減少し、もっと問題であるのは設立された大学発ベンチャーの多くが赤字であり、中にはその後姿を消した企業も少なくないということである。

今回、新たに国立大学 VC からの投資という手法も加わり、資金面から積極的に大学発ベンチャーを支援する体制が構築されつつあるが、まずは、①事業化に資するシーズがあるのか、次に、②そのシーズを事業というかたちに作り上げるシナリオ作りはだれがどのようにして担っているのか、そして、③その事業は誰が遂行・経営していくのか、これらの課題に対してこれまでの失敗の経験から得られた知見がどの程度生かされているのかが大きな課題である。

3. 新大学発ベンチャー設立にあたっての実務課題と対応

本稿では、上記スキームにより新たに設立される国立大学 VC から投資を受ける大学発ベンチャーを特に「新大学発ベンチャー」と呼ぶこととし、従来の大学発ベンチャーとは区分して上記①～③に該当する部分に関し、各段階毎に具体的課題と対応について論じてみる。

3.1 技術シーズ探し段階における実務課題と対応

これまでも大学発ベンチャーで課題となっていたことは、大学のシーズはその多くが研究段階であり、TLO による一般企業に対するライセンス対象となっている特許権等も基礎的なものが多く、実用化に資するものは少ないと言われていることである。そのため、大学では実用化に向けては単独で行う場合もあるが、通常は企業と個別に共同開発契約等を締結して行っている。

しかしながら、このようにして生まれた技術成果物の多くは、資金・人材不足、あるいは体制不備等様々な理由により研究開発の継続が断念され、結果として実用化されることなく価値が消滅してしまっているのが実態である。

この点、たとえば、東北大学では、事業化推進投資事業として「ビジネス・インキュベーション・プログラム(BIP)」と称する、研究開発から実用化に結びつけて国立大学 VC からの投資を受けるに相応しい案件作りを実施している。

この BIP には、「...このような過去の状況を踏まえて、一つの大企業主導(依存)型の受け身による研究開発からの脱却が求められています。これからは、大学の技術シーズに、複数の企業が協調的かつ競争的に開発参加する、『大学主導型の事業化に向けた新たな取り組み』を推進することが必要です。それには、優れた技術シーズを見出して、東北大学の知と人材をうまく活用することで、企業にとってより魅力ある、高い成長の可能性ある苗木に育てていくことが可能となるのです。本投資事業『ビジネス・インキュベーション・プログラム』(BIP)では、そのための活動に充てるための共同研究や事業育成のための産学連携の

場を提供することを目的に創設された、東北大学による東北大学の研究者と連携して技術シーズを事業化する企業等事業者との活動支援のための資金(ファンド)です。…」として、国立大学の新たな取り組み姿勢が述べられている(注4)。

このように、新大学発ベンチャーを成功に導くべく、国立大学VCから投資を受けて事業化することを当初より念頭に置いた技術シーズ作りから入ることにした点、あるいは、既に存する技術シーズの場合には当該技術シーズを実用化するにあたって必要な応用開発、製品化開発を新たに追加した点が従来と異なる。

具体的には、研究開発も当初より当該技術を用いた製品・サービスを想定しつつ、市場調査を含む事業化に必要な各種項目について研究者のみでなく産学連携部門等大学の他の部門と緊密に連携を図る仕組みとした。また、新大学発ベンチャーに移転する技術シーズ、すなわち知的財産についてもライセンスとすることが良いのか、譲渡することが良いのか等も当該研究者のみにまかせるのではなく、知的財産部門や産学連携部門並びに担当TLOと出願段階から検討する過程が新たに加わることになった(注5)。

今後は、市場調査、知的財産評価、さらには法人化手続き等についても学内の法学、経済・経営学研究者も参画できる仕組みづくりが必要となる。

以上が制度上、仕組み上の課題と対応であるが、この段階で最も重要な点は、事業化を検討するのは企業サイドの問題であって大学の研究者の役割ではないという研究者自身の関心の薄さ、結果として特定企業に従属しがちであった研究者のそのような意識を改革することであろう。

研究者も論文発表の他、自らの研究成果が社会にいかなる形で貢献できるのかという視点や知的財産創出活動も研究成果であるという意識をこれまで以上に強く持つ必要があり、研究者に対して大学はそのような指導もより積極的に行うことも検討するべきである。

投資家が投資を決定するにあたって最も重視することは、技術の優位性、事業モデル、収益性等もさることながら、一体その事業を誰が行うのか、一体誰に投資するのか、という点である。それは、研究開発についても同様であり、技術シーズを事業化したいという思いが伝わってくることで、自らの研究がどのように社会で貢献できるのかを意識している研究者であることも投資判断には少なからず影響するのである。

併せて、現在大学が企業と締結している共同研究開発契約、開発委託契約等技術契約についても、今後の国立大学の技術成果の利用を通じた社会貢献という視点から全面的に見直しておくこともこの段階で必要なことである。

3.2 技術移転段階における実務課題と対応

(1) 利益相反マネジメント

新大学発ベンチャー設立にあたり、その事業の基礎となる技術シーズ作りの目途が立つてくると、次にそれを移転するプロセスが必要となる。その際注意を要する点は、大学と新

大学発ベンチャー間の利益相反チェック及び大学教員と新大学発ベンチャー間の利益相反チェックである。

具体的には、①大学による出資先ベンチャー企業の株の所有、②大学や大学基金等に対する出資先ベンチャー等からの寄附の受入れ、③出資先ベンチャーに対する大学施設の貸与、物品の譲渡、④出資先ベンチャー等からの大学による物品の購入、⑤出資先ベンチャー企業等に対する大学保有知的財産のライセンス・譲渡、⑥出資先ベンチャー企業等からの大学へのロイヤルティ支払、⑦出資先ベンチャー企業等の債務状況に応じた寄附の申込み等産学連携活動、があげられる。

また、大学教職員との関係では、大学教職員が取引当事者となる上記①、②、④、⑤、⑥、⑦の他、⑧大学教職員による投資先ベンチャー企業等への兼業、⑨大学教職員による投資先ベンチャー企業等との共同研究、⑩大学教職員による投資先ベンチャー等からの無償での物品の提供等、新大学発ベンチャー設立前から利益相反チェックが必要であり、漏れのないよう利益相反チェックに関する学内の手続き、即ち、利益相反マネジメントが実効性を持つようその手続きを設立準備手続きに入れ込むことが必要である。

これらの利益相反マネジメントの実践は、新大学発ベンチャー設立準備、設立手続き、設立後の運営と異なるステージにおいてそれぞれ必要となる項目は異なるものの、それらの手続きの必要性と実施時期を設立前に設立・運営計画に織り込んでおくことがなにより大事であり、その内容確認も後述の大学のリスクヘッジのためにも不可欠である。

(2) 知的財産価値評価

国立大学の技術シーズ、すなわち知的財産を活用するためにはライセンス、譲渡等技術移転が必要となるが、その際問題となるのが知的財産の価値評価である。

知的財産の評価にはその目的により様々な手法があり、評価の目的と手法が合致していることがその前提となる(注6)。

新大学発ベンチャーでは、国立大学の保有する知的財産のライセンス権を直接あるいはTLOから付与されて事業を行うこともあるが、国立大学やTLO、場合によっては教職員から権利自体を買受けて行うこともある。投資家の立場からは投資対象ベンチャーがその事業の根幹をなす知的財産について、ライセンス権のみを有している場合よりは自ら当該知的財産そのものを保有している場合の方が事業の安定性の観点からは望ましい(注7)。そのため、今後は単なるライセンス(通常実施権付与)ではなく、知的財産本体の権利譲渡が主流になるのではないかと思われる(注8)。

いずれの場合であっても、当該知的財産の価値評価が必要で、かつ、その価格は妥当なものでなければならない。特に譲渡の場合には取引は一回限りであるので、将来収益をどう見るのかが重要であり、かつ、最も難しい事項の一つである(注9)。

知的財産の価値評価手法は種々あるが、大きく、知的財産を生み出すために要したコストが知的財産の価値であるとする「コスト法」、市場データに基づき価値評価する「マーケッ

ト法」、そして、知的財産から将来生じるインカム、すなわち、収益が知的財産の経済的価値であるとするインカム法がある。

しかしながら、コスト法では、原価イコール価値であるという点で把握しやすいものの、知的財産を用いてどのようなことができるかという実質的要素を考慮しない点で課題がある。また、知的財産の取引市場が存しない状況で、かつ、現実には類似取引を想定困難な点でマーケット法もなかなか利用しづらいのが実情である。そのため、一般的にはインカム法が知的財産の評価として広く使われている。

このインカム法もさらに次の3つの手法が知られているので、付言する。

まず、ある特許を排他的に利用して製品を開発した場合に製品から得られる事業全体のキャッシュフローをまず推定し、キャッシュフローの獲得に貢献した特許の寄与分でキャッシュフローを按分し、按分後のキャッシュフローの割引現在価値を特許の価値とする「ディスカウントキャッシュフロー法」である。この手法では、対象となる知的財産は製品の一部を構成する機能単位での特許群等であり、金融機関やVCが資金調達支援を行う場合の評価評価に用いられる。この手法は将来の利益やリスクを反映しているため、将来キャッシュフローの予測や割引率の算定が容易ではないものの、広く使われている。

次に、当該特許を排他的に利用して製品を開発した場合に製品から得られる売上を推定し、特許を第三者に実施許諾した場合に想定される実施料率を乗じて直接対象特許の寄与額を算定する「ロイヤルティ法」がある。この手法では、特許の寄与額の割引現在価値を特許の価値とするもので、個別特許や特定分野の特許群の評価に適する。ただし、ライセンス料率について、比較の対象とした料率等の計算根拠を明確にする必要がある。

最後に、評価しようとしている特許や技術に類似した特許や技術の市場での取引事例を調査し、この事例より当該特許、技術の優位性から価値を算出する「超過収益法」がある。しかしながら、一定の流通市場が形成されていれば客観性が担保されるが、公開された特許流通事例がほとんど存在しない現状からは上記マーケット法と同様、適用が難しい。

3.3 事業計画・目論見書作り段階における実務課題と対応

新大学発ベンチャーを設立するためには、投資を仰ぐための提案書、いわゆる目論見書の作成が必要となる。この目論見書には、事業の中核となる技術やサービス、それらを用いた事業モデル、事業の運営組織・マネジメント体制、資金計画、それら経営資源を用いて行う事業から得られる売上・利益、即ち、将来収益予測、当該事業上のリスク等、投資判断に必要なとされる情報が記載されていなければならない。

たとえ優れた技術シーズであっても、投資家は技術シーズ自体に対して投資するのではなく、技術シーズを用いた事業に対して投資するのであるから、この事業計画・目論見書作りは最も重要な作業である。特に、新大学発ベンチャー設立では、先に紹介した東北大学のBIPの資料にあるとおり、複数の企業が協調的かつ競争的に開発参加する大学主導型の事業化を目指しているため、従来とは異なる視点から留意すべき事項がある。

(1) 大学VCに対するガバナンスとリスクヘッジ

今回の法施行により、国立大学が出資して新たに国立大学VCを設立することが可能となったわけであるが、この新設の国立大学VCに対する出資元たる国立大学からのガバナンス維持が要求されている。そのため、国立大学内にガバナンス体制が構築されることになる。この目的は、あくまでも国立大学VCが産業競争力強化法の目的に沿って設立・運営され、かつ、国立大学の技術シーズが十分に社会貢献できるように適正に投資されることに対して国立大学に責任があるということを明確にするためである。

さらには、このガバナンスを強化するということは、国立大学が国立大学VCの投資する新大学発ベンチャーについても間接的に社会的な責任を持つということをも意味している。この点は取りも直さず国立大学に降りかかる恐れのある新たなリスクが発生するということであり、どのようなリスクが考えられ、かつ、それをどのようにヘッジするのかということも同時に検討しておかなければならないということである。

そこで、ここでは特に独占禁止法に関するリスクを取り上げることとする(注10)。

(2) 独占禁止法上のリスク対応

事業化に資する国立大学の有する技術シーズをベースに大学発ベンチャーを設立しようとする場合、極力多くの企業に参加してもらう方が事業の成功の確度が高まることが多い。特に、新大学発ベンチャーでは先の紹介した通り、複数の企業が協調的かつ競争的に開発、事業化に参加してもらう点に重点を置いていることから、自ずと競争者が集まる可能性が高くなる。そのため、事業化検討段階においてもそれら競争事業者(潜在的競争者を含む)が共同で研究開発を行ったり、将来事業の運営について議論する場面が出てくる。ここに正にカルテル等の独占禁止法上のリスクがある。

加えて、国立大学が主導的に動こうとすると、従来はなかった国立大学が当事者となるリスクが顕在化することもあり得る。

前述の通り、これまで国立大学が直接事業投資を行うことはなかったため、事業化に向けた活動における遵法体制構築については国立大学は関知せず、事業を行う各企業に任せていたわけであるが、新大学発ベンチャー設立準備に対して大学がより深く関与・支援するようになると、そのプロセスにおける遵法体制についても国立大学が各企業に対して指導、あるいは、注意喚起する必要性が出てくる。

たとえば、国立大学が保有する技術シーズに関心があると申し出てきた複数企業やこれまで同様の分野で個別に共同開発をしてきた複数企業が共同で事業化を進める方向となった場合、初めに遵法体制構築に当たっての新たな取り決め、もしくは、国立大学からの指針等提示する必要がある。その取り決め、もしくは、指針には次のような項目が含まれていることが必要となろう。

- ① 当該共同行為は競合他社同士による共同プロジェクトであることから独占禁止法に注意が必要であること。

- ② 各社の営業に関する情報（価格・顧客等）に関する情報交換はしないこと。
- ③ 当該共同開発以外の技術についての情報交換や、他の技術の研究・開発を互いに制限するようなことはしないこと。
- ④ 関与する人員を限定し、交換する情報も最小限にすること。
- ⑤ 秘密保持契約（事業者）・誓約書（個人）により情報を厳格に管理すること。

等である。

そもそも複数の事業者が共同で行う研究開発は、各社の弱点を補強して新たな技術やサービスを生み出す等、新たな価値を市場に提供することが狙いであることから競争促進効果が認められる。

しかしながら、たとえば、共同研究開発の成果物の取扱いに関して制限を課す等競争阻害要因が含まれる場合には問題となる。そのため、公正取引委員会はどのような取り決めが問題となり得るのかその判断基準として「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（共同開発ガイドライン）を公表している。したがって、実施に当たっては少なくともこのガイドラインに準拠することが不可欠である。

具体的には、共同研究開発実施において参加者の事業活動を不当に拘束し、公正な競争を阻害するおそれがある場合や技術や製品の価格、数量等について相互に事業活動の制限がなされる場合を基本的に規制する前提で、共同研究開発を(1)共同研究・開発の実施、(2)共同研究・開発の成果である技術、(3)共同研究開発の成果である技術を利用した製品、の3つのカテゴリーを定め、それぞれ①原則として不公正な取引に該当しないと認められる事項(白条項)、②不公正な取引に該当するおそれがある事項(灰色条項)、③不公正な取引に該当するおそれが強い事項(黒条項)について、ガイドラインが示されている。従って、実務では、白条項は積極的に活用し、黒条項は徹底的に排除し、灰色条項については専門家の意見も聞きながら修正しながら全体として実効性のある遵法体制構築を作り込んでいくことが極めて重要である。

また、共同開発参加企業のみでなく、それら会社以外の第三者に対する知的財産のライセンス等が事業計画に盛り込まれる場合にはパテントプールも含め「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（知的財産利用ガイドライン）も適用される前提で遵法体制が構築されなければならない(注11)。

もちろん、複数の競争事業者が新大学発ベンチャーを設立・出資するということは、競争事業者間で出資を通じて共同して事業活動を行うということであるので「企業結合審査に関する独占禁止法上の運用指針」も斟酌して設立準備活動をしなければならない。

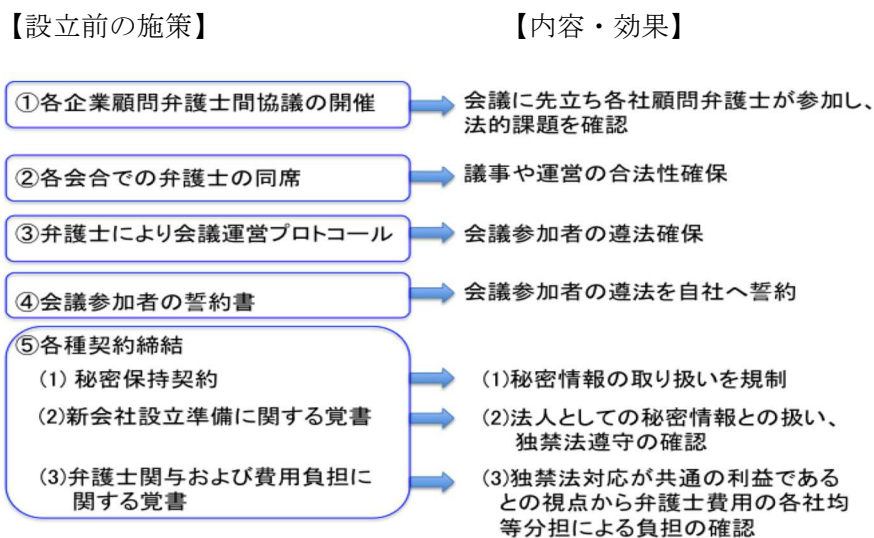
一方、競争事業者が出資する場合で、その新大学発ベンチャーの事業計画を作成するような設立準備段階においても、さらには当該ベンチャー設立後の事業運営においても、カルテルの側面について遵法体制構築が必要であると思われる。

そのため、たとえば、新大学発ベンチャー設立準備段階では、独占禁止法上の不当な取引制限（事業者が、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数

量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、独占禁止法2条6項)することのないよう会議の構成や運営について遵法性を確保する必要がある。

国立大学としては、上記各指針について新大学発ベンチャーへ出資を希望する企業、共同で設立準備にかかわる各企業に対して注意喚起する等、国立大学にリスクが残らぬよう最大限の注意を払う必要がある(図5参照)。

《図5 ベンチャー設立前段階での競争者間の遵法体制例》



(3) 「MTマトリックス」の活用

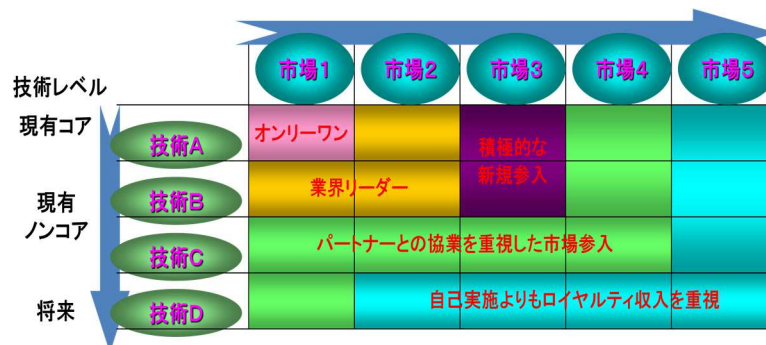
「MTマトリックス」とは、筆者が山形大学大学院ものづくり技術経営学専攻における「知的財産マネジメント」での講義にて解説している知的財産の創造、保護、活用のための事業戦略、開発戦略、知財戦略立案に資する手法の一つである。ここで、「MTマトリックス」のMとは Market:市場を、Tとは Technology:技術・事業単位を意味している。そして、縦軸に企業の技術群を、横軸に市場を置き、それぞれ、現有技術からさらに研究開発を要するものの順に、参入障壁の低いものから高いものの順に並べたものである(図6参照)。

この「MTマトリックス」は、当該企業の有する技術毎に異なる市場における事業戦略、開発戦略、知財戦略を立て、事業の拡大を図るための事業計画を策定するためのものであるが、新大学発ベンチャーの事業計画策定、目論見書作成にも活用できる。

さらに、この縦軸と横軸に時間の観念を加えることで、いわゆる投資のマイルストーンや提携の相手先探し、各市場における戦略が共有できることになる。

「MTマトリックス」の活用により、新大学発ベンチャーの事業計画が時系列順に投資家にも理解でき、結果として投資が受けやすくなることを期待している。

《図6》



3.4 事業推進段階における実務課題と対応

新大学発ベンチャー設立、国立大学VC投資後は、当該ベンチャーは独立して事業運営を行うわけであるが、その際、前述3.2(1)で述べた利益相反マネジメントが具体的に継続実践される。その経営を担うマネジメント体制は、代表取締役社長を始め取締役や執行役員からなるが、国立大学VCが投資のリードを取った場合には社長は国立大学VCから派遣されることになる。その場合、事業運営上の様々なリスクをどのように管理するのか特に後述のようなハンズオン型の投資である場合には問題となる。これは他のVCも共通の問題ではあるが、国立大学の新大学発ベンチャーの場合にはより一層国立大学の関与が深まるため、設立準備中のみならず、会社設立後であっても国立大学のリスクは存することになる。

今後は、新大学発ベンチャーの各種の事業リスクをどのように管理し、そして、具体的にどのような方法によってヘッジするのか、対策案の検討が急がれる。

4. 国立大学、TLOに期待される新たな役割

先に述べたTLO法によると、TLOには大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに大学等における研究活動の活性化を図ることが期待されている。具体的には、大学等の有する特許権等を民間企業にライセンス等技術移転するほか、事業化可能な研究成果の発掘、評価、選別を行い、大学発ベンチャーやライセンスを受けた企業に対する経営に関する助言・技術指導、さらには、研究開発等・金融面での支援など幅広く研究成果の効率的な移転に必要な事業ができるようになっており、そのような役割を担うことが期待されている。これには、信託事業を行うことまでも含まれており、かつ、その際内閣総理大臣の免許も不要としているのである(信託業法第52条)。

このように、広範な活動にあたっての権益が供えられているわけであるが、2.で述べたとおり、今般、TLO以外に大学が直接VCを設立するのは、TLOにない機能である、自らの判断で直接ベンチャー投資ができる点である。つまり、国立大学自身がVCを通じて事業投資できるという点が画期的であり、これは国立大学の機能が実質的に拡大されたと言

える。通常、VCの活動とは、まず投資原資を確保することから始まり、投資案件についてレビューし、独自にその企業価値・将来性を評価したうえで投資を決定する。そして、投資後は当該企業の経営モニタリングをしつつ、必要に応じて経営支援を行うことで企業価値向上に努め、そして最終的には投資を回収するのである。なお、VCが投資後に積極的に投資先企業の経営に関与する形態の投資は「ハンズオン型投資」と呼ばれる。

このように、VCは自己の利益を追求することが目的ではあるが、投資先の企業価値を上げることが自らの目的に合致しているため、結果的にベンチャー企業の成長を促進する効果があると言われている。

そこで、この新たなVCの存在を前提に従来のTLOと組み合わせると、国立大学のシーズの発見、国立大学発ベンチャーの設立準備、投資計画や人材確保支援、そして、VCからの投資を得るための目論見書の作成等、国立大学発ベンチャー設立前段階でのTLOの期待されている役割を果たすことで日本の産業競争力が飛躍的に強化されることになると思われる。

一方、国立大学サイドとしてもシーズ提供のみでなく、経済分析、法的検討面での関与強化が望まれる。たとえば、法学部や経済学部その他、事業性評価に関する学者、研究者の積極的関与はこれら研究者の研究領域拡大にとどまらず、その後の活躍の場の広がりにも繋がる重要な機会であると思われる。

このように、国立大学のシーズは技術をコアにしてさらにその経済分析、市場調査、独禁法その他各種法令調査などにも広がることにより、実用に向けた土台が出来上がり、さらに事業化に向けて各種制度の積極活用をも盛り込むことで、これまでとは比較にならないほど、事業性を秘めたものに変貌することが期待できる。

5. まとめ -今後の発展に向けて-

文部科学省は平成24年から「大学発新産業創出拠点プロジェクト」をスタートさせている。ここでは、事業化ノウハウを持った民間の人材（「事業プロモーター」と呼ぶ）を大学等発ベンチャーの起業前段階から研究開発・事業育成のための政府資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせる等、個別案件に対して事業化に向けた支援を実施中である。本稿で取り上げた新大学発ベンチャーの前提となっている大学VCや既存の承認TLOとこのプロジェクトを含む類似の各施策は直面する課題や目的は異なるとは思ふものの、目指す方向性は同じである。したがって、これらが有機的に結合することが望ましく、各施策がバラバラとなっては国家的にも大変なロスとなる。そのためには、実質的、総合的に補完関係が各当事者はもちろん、国民にも見えるようにする必要がある。

一方、確かに民間の力を借りるということも重要だが、国立大学教職員さらには学生の教育の場としての活用という面も必要ではないか、特に、今後の人財育成においては国立大学内にノウハウを蓄積するということが検討すべき重要テーマであると考えられる。

そして、国立4大学において先行して実施されるこの活動が、国民から付託された資金を

得て国立大学においてインフラ整備、課題解決策を整えた上で、他の国立大学や私立大学等へも広がり、結果として、我が国の国際競争力強化、国内雇用創出に大きく貢献することが期待されており、その責務を果たさなければならないのである。

(脚注)

- (注1) 平成25年10月29日の衆議院本会議において茂木大臣は次の通り答弁している。「...最後に、大学発ベンチャー低迷の原因や、本法案における対応についてであります。大学発ベンチャーが低迷している原因としては、技術シーズをベースとしたベンチャーが多く、技術の開発に特化する余り、人材やノウハウの不足、資金面での手当てが不十分なケースが多いためと考えられております。
- 今回の法案は、高い技術力を有する国立大学法人等と密接に連携しながら、大学発ベンチャーに対して経営上の助言を行うとともに、必要な資金も一体的に提供するベンチャーキャピタルに対して、国立大学法人等からの出資を可能とするものであります。」
- (注2) 東北大学のVCは平成26年10月31日に認定された。
- (注3) 平成20年度経済産業省委託調査の報告書である、平成20年度産業技術調査「大学発ベンチャーに関する基礎調査」実施報告書P.7には2,121社とある。
- (注4) 「東北大学 ビジネス・インキュベーション・プログラム」(BIP) 平成25年度公募実施要領P.2
- (注5) もっとも、新大学発ベンチャーに移転する知的財産の発明者である教職員は移転時点で報奨金を得ることになることから、当事者のみに託することは利益相反の観点からも問題となる。
- (注6) IPトレーディング・ジャパン, ワールド・ヒューマン・リソース編著『知的財産管理実務ハンドブック』(中央経済社、2004年)「第9章知的財産の評価」P.468以下(拙稿)に詳しい。
- (注7) 権利侵害に対する対応策として、特許権法第100条に定める差止請求権に関し「...特許権は、ある技術情報の独占的な利用から利潤を得ることができる権限であり、侵害に対する対抗手段としては、第一義的には独占性の回復、すなわち差止請求権が問題となる。...差止請求権者は、特許権者と専用実施権者であり、通常実施権者には差止請求権はないと解されている。...」(中山信弘『特許法第2版』(弘文堂、2012年)P.330~P.331)。さらに、「...通常実施権とは、特許権者に対して差止請求権と損害賠償請求権を行使させないという不作為請求権であるということが出来る。」(同書P.426)とされている。
- (注8) 新大学発ベンチャーの将来収益を正しく評価、かつ、捕捉するためには、大学が保有する知的財産を現物出資することが望ましいが、現行法上、国立大学が当該知的財産を現物出資して新大学発ベンチャーの株式を直接保有することは想定されていない。
- (注9) この点からも、将来収益の判定が難しい段階での売買ではなく、その対価も当該企業の将来価値が化体される株式による方が現実的である。
- (注10) 役員兼任問題、広義の法令違反、倒産等のリスクが考えられるが、役員兼任問題は利益相反マネジメントにおいて解決可能であり、広義の法令違反に対するリスクヘッジは新会社設立時のコンプライアンス体制確認プロセスを経ることや設立後の業務監査や取締役会を通じて確認できる。一方、倒産回避については、特に制度的な担保はないが、国立大学の関与が強まること、国立大学VCが国立大学の子会社であること、新大学発ベンチャーの役員に国立大学教職員が兼任していること等を考えると、何らかの措置が必要ではないかと考える。
- (注11) 新大学発ベンチャーを通じて技術の標準化も目指すような場合には公正取引委員会が別に公表している「標準化に伴うパテントプール形成に関する独占禁止法上の考え方」も参照する必要がある。